

千葉県若葉区小間子町地先における森林法違反行為について

平成26年 4月11日

千葉県農林水産部森林課

電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第17条第1項の規定により下記事項について公表する。

千葉県若葉区小間子町地先で許可条件に違反して残土埋立が行われたため、復旧指導を実施していたが平成25年10月の台風26号の降雨により法面が崩れ、隣接している水田に土砂が流入した。

現場の状況から更なる崩壊の危険性があり、緊急に復旧措置を行う必要があることから、条例第16条の規定により緊急措置命令を発動し、復旧の指導を行っていたが、行為者はこれに従わないため、森林法（以下、「法」という。）第10条の3の規定による復旧命令を発動した。

- 1 命令を受けた者
住所：東京都江東区亀戸9丁目7番10-702号
氏名：日の出基礎株式会社 代表取締役 神谷 清
- 2 林地開発行為の目的
残土埋立
- 3 命令に係る林地開発区域の所在場所
千葉県若葉区小間子町1番4
- 4 法第10条の3の規定による復旧命令をした日
平成26年3月25日付け